

騒音振動担当職員研修会にみる大阪府の取組

公害苦情相談は、公害に関する苦情を紛争に発展する前の段階で解決することにより、苦情や相談の申立者はもとより、地域住民の健康と生活環境を保持するという極めて重要な役割を担っています。また、公害苦情相談は、公害紛争の簡易迅速な解決を目的とする公害紛争処理制度の広大な底辺を支える土台として極めて重要な役割を果たしています。

公害苦情相談を適切に処理するためには、以下の知識や対応方法等に関する情報が不可欠です。

- ・各種公害に関する基礎知識
- ・各種規制に関する正しい知識
- ・測定手法に関する正しい知識
- ・市民から寄せられる公害苦情相談の対応に関する知識とノウハウ
- ・事業者への改善指導に必要な法的・技術的な知識とノウハウ
- ・公害紛争処理制度に関する知識と公害苦情相談で処理がはかどらない場合の対応方法
- ・困ったときの相談先

大阪府では、騒音・振動に関する公害苦情相談を適切に処理するため、毎年、市町村の職員を対象とした騒音振動研修を実施しています。同研修は、業務経験の浅い職員を対象とした測定実習を含む初級研修、基礎的な知識や技術を理解している職員を対象とした中級研修、そして応用編として外部講師を招いた実務に役立つ専門的な知識を習得するための研修を開催するなど、年間の取組として計画的に実施している点に特徴があります。こうした取組が市町村の公害苦情相談の適切な処理や公害審査会の事件の申立ての誘導に結びついているものと思われます。

大阪府の取組は、公害苦情相談の適切な処理を取り巻く様々な課題や公害審査会と市町村との連携の参考事例になると思い、騒音振動研修を企画・実施されている大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課騒音振動グループの加藤副主査に取材させていただきました。本記事が皆様の今後の取組の参考になれば幸いです。

聞き手：公害等調整委員会事務局総務課課長補佐（広報担当）

はしもと
橋本

りゅうすけ
隆 介

インタビュー実施：令和6年3月

◎大阪府の計画的な取組（令和5年度の例）

➤初級研修（講義、実習の計2回）：5月～7月

- ・騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の基礎知識の習得
- ・騒音計、振動レベル計等の測定器の操作方法の習得（測定実習）

➤中級研修：8月

- ・届出書添付の計算書の確認等に役立つ騒音・振動の予測計算の基礎及び事業者が実施する対策を審査する際に必要となる知識の習得

➤応用研修：1月

- ・工場、事業場への改善指導等の実務を円滑に行うために必要な、法的・技術的な知識、他の自治体の対応事例及び外部講師を招いての専門的な講義による実務に役立つ知識の習得

（公害等調整委員会事務局広報担当 橋本（以下、橋本））まず、事業所指導課の体制について教えていただけますか。

（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課騒音振動グループ 加藤副主査（以下、加藤氏））事業所指導課は、4つのグループに計39名の職員が在籍しています。各グループでは、典型7公害に関する規制・指導や市町村への技術的支援等を行っています。私が所属する騒音振動グループでは、経験年数が1～3年目の職員と通算12年目の職員の計7名（技術職5名、行政職2名）の体制で騒音・振動に関する業務を行っています。

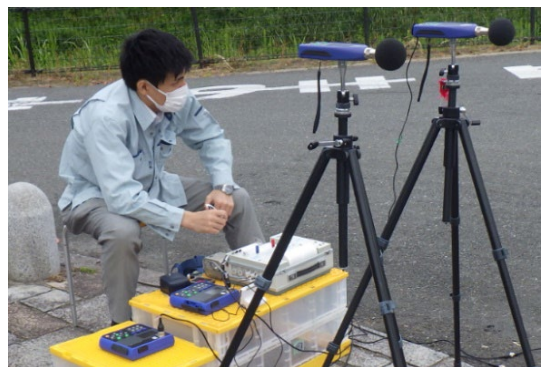


加藤副主査

（橋本）大阪府の騒音振動担当職員研修会では、事業所指導課の皆様が講師をされています。事業所指導課では、職員をどのように育成しているのでしょうか。

（加藤氏）私たち自身のスキルアップですが、異動して1年目の職員に対しては市町村向けに作成したマニュアルや研修資料を活用して研修を行っています。また、その後もOJTで研鑽に努めるようにしています。

（橋本）苦情相談の対応は、市町村で対応することが多いと思いますが、現場の状況を知る機会などはあるのでしょうか。



新幹線鉄道騒音振動を測定する加藤副主査

都道府県と市町村の連携事例

(加藤氏) おっしゃるとおり、大阪府でも苦情相談には、主に市町村が対応しています。大阪府では、騒音・振動規制法に加えて府条例（大阪府生活環境の保全等に関する条例）に基づいた規制を行っていますが、府条例の規制権限もその多くを市町村に移譲しています。しかし、市町村だけでは対応が難しい場合などは、技術的支援の一環として市町村に同行し、現場で測定方法について助言することもあります。また、騒音に関する調停事件を進める過程で、公害審査会の求めに応じて現地調査の計画立案、測定、分析を行っています。そのほか、府条例による飲食店等の深夜営業に係る規制の未移譲の区域については、直接、立入検査や行政指導を行っていますし、府民や事業者、市町村等から寄せられる年間500件程度の問合せにも対応しており、このような取組を通じて、大阪府においても騒音・振動苦情の現場を直接あるいは間接的に経験していると言ってよいと思います。

(橋本) 騒音振動担当職員研修会では、年4回に分けて、初級研修（2回）、中級研修、応用研修とプログラムを組んでいますが、こういった戦略で研修を企画しているのでしょうか。

(加藤氏) 各研修会は、それぞれ異なる目的や内容として実施しています。初級研修は、主に経験の浅い職員を対象として、音や振動に関する

基礎知識、騒音・振動規制法や府条例に関する知識、苦情対応の流れ、測定器の使用方法等の初任者に役立つ内容としています。中級研修は、主に実務経験がある職員を対象に、騒音・振動の予測計算方法や騒音対策についてなど、届出書の審査や事業者への指導に活用できる内容としています。これらの研修は、年度当初から順次開催しています。

応用研修は、市町村の関心の高いテーマを中心に、外部講師を招いて御講演いただくほか、現地測定や行政指導等による問題解決の事例を市町村に御紹介いただいております。現場経験を踏まえた活発な意見交換を促すため、毎年11～1月頃に開催しています。

(橋本) 研修会の構成はどのように企画しているのですか。

(加藤氏) 研修会の構成は、過年度の研修会のアンケートを参考にして決定しています。中級研修は、市町村から届出書の審査に関する研修の希望があったことを踏まえて、令和5年度に新たに設けたもので、今後もニーズに応えるべく継続する予定です。

(橋本) 研修の参加者にはどのようなことを期待しているのでしょうか。



初級研修実習の様様
(24時間無人測定方法説明)



中級研修の様様
(遮音壁による音の減衰の実験)

(加藤氏) 市町村の中には、環境・公害の担当者が少人数で、知識や技術の継承に御苦労されているところが多いようです。解決力の総和をどう高めるかが重要となりますが、我々としては、研修や日頃の御相談などを通じて、公害苦情処理の第一線で騒音規制法等を担当されている市町村との連携を今後も続けていきたいと考えているところです。

(橋本) 各回の参加者数について教えていただけますか。また、参加者は経験の浅い方が多いのでしょうか。

(加藤氏) 令和5年度の各研修会の参加状況は次のとおりです。

○初級研修（座学）

- ・参加人数：54名（うち、8名は大阪府関係機関）
- ・経験年数：1年未満 76%、1～3年 18%、4年以上 4%

○初級研修（測定実習）：

- ・参加人数：38名（うち、1名は大阪府関係機関）
- ・経験年数：1年未満 78%、1～3年 19%、4年以上 3%

○中級研修

- ・参加人数：34名
- ・経験年数：1年未満 61%、1～3年 22%、4年以上 17%

○応用研修

- ・参加人数：36名（うち、3名は大阪府関係機関等）
- ・経験年数：1年未満 58%、1～3年 38%、4年以上 4%

(橋本) 研修で気を付けている点がありますか。

(加藤氏) そうですね。日頃の業務の役に立つ有意義な研修となることを目指して、毎年、研修資料を点検して必要な見直しを行っています。また、参加者の半数以上が事務職の方ですので、専門的な内容を可能な限りわかりやすい言葉で説明するよう努めています。それから、測定実習では、数回に分けて少人数で開催することで、参加者一人ひとりが測定器の操作を練習できるように工夫しています。

(橋本) 研修で初任者向けに気を付けている点がありますか。

(加藤氏) 研修では、初任者でも理解しやすいよう、スピーカで騒音や低周波音を再生して体感してもらったり、グループディスカッションや小テストを取り入れたりしています。

(橋本) 今回の取材に当たって研修資料を一式見させていただきましたが、研修資料が充実していて驚きました。過去の資料を参加者のニーズに合わせて更新しているように感じましたが、どのように資料は用意されているのでしょうか。

(加藤氏) 研修資料の作成や更新には、官公庁等が発行している技術資料のほか、大阪府の経験や市町村からの御意見等を参考としています。研修資料の作成に当たっては、専門的な内容をわかりやすくお伝えすることに注意を払っています。

(橋本) 各回の参加者の感想や評価はいかがでしょうか。

(加藤氏) 幸い参加者の皆様からは好評をいただいています。ただ、内容が少し難しいなどの御意見をいただくこともありますので、引き続き研修内容の改善に取り組んでいきたいと思っています。

また、工場や建設作業といった発生源の種類ごとの研修の御要望や、対策技術の詳細や他の市町村の対応事例を知りたいといった御希望もありますので、今後は、こうした御意見、御希望にできるだけお応えしていきたいと思っています。

(橋本) 年4回の研修は、毎年、同内容で実施しているのでしょうか。また、応用研修では、

これまでどのようなテーマを取り上げたのでしょうか。

(加藤氏) 初級研修は、騒音・振動の基礎的な内容を取り扱っているため、毎年、同じような内容で実施しています。中級研修は、令和5年度に初めて実施しましたが、おおむね好評であったため、今後も同様のテーマで続けていきたいと考えています。また、応用研修は、毎年、外部から講師を招いており、ここ数年では次のようなテーマで御講演いただいています。いずれの御講演も市町村から参考になったとの御意見を多くいただいています。

◎これまでの応用研修で取り扱ったテーマ

- ・ H28年度：騒音対策技術の基礎と対策事例について
- ・ H29年度：わかりやすい騒音振動対策
- ・ H30年度：子ども施設地域共生応援事業 ※幼稚園や保育園等の騒音問題に関する情報
- ・ R元年度：騒音・振動・低周波音に係る判例や調停事案について
- ・ R4年度：わかりやすい工場事業場の騒音振動対策－基本的事項と対策実施例－
- ・ R5年度：建設作業騒音・振動の対策、対応、対処

※R2～3年度は新型コロナの影響により外部講師による講演は実施せず



応用研修の模様
(建設作業騒音・振動の対策、対応、対処)

(橋本) 日頃、騒音、振動に関して、市町村の職員からこういった相談がきているのでしょうか。

(加藤氏) 市町村からの相談は、法令の解釈に関する問合せが主であり、特に届出の要否に関する問合せが多く寄せられています。大阪府では市町村向けに府条例の解釈や質疑応答集などのマニュアル類を作成しており、基本的には、そのマニュアルをもとに対応していますが、時には慎重な検討を要する問合せもあり、このような場合には、ある程度時間をいただいています。

そのほか、事業者を指導するに当たって、どのような騒音・振動対策が考えられるかという相談を受けることがあります。このような場合には、騒音・振動の伝わり方や対策例等をお伝えするよう努めています。

(橋本) 公害苦情相談の現場では、対応に限界があり処理がはかどらないことも多々あると思います。そういった場合、市町村の職員には、どのように助言していますか。他の手続きを苦情申立者に紹介するということも重要と思いますがいかがでしょうか。

(加藤氏) 規制対象ではない低周波音や生活騒音のほか、規制基準に適合している騒音のように、市町村による行政指導では対応が難しい場合には、状況に応じて、公害紛争処理制度を紹介しています。また、その他の相談先として、法律相談や民間調停等を紹介することもあります。

(橋本) 市町村の職員に対して、公害紛争処理制度、特に公害審査会の調停について説明する

機会というのはあるのでしょうか。

(加藤氏) 初級研修において、司法的解決とは別に公害紛争処理制度が設けられていることを説明しています。

公害審査会については、多種多様な公害事案の解決に必要な学識経験者の方々と構成されていること。裁判と比べて簡易で弾力的な手続きであること。また、現場で測定を実施する場合もあり被害の実態を積極的に把握できる体制がとられていることなど、その特徴を説明しています。ただ、調停は当事者間の話し合いによる合意形成で紛争解決を目指すものですので、合意が得られない場合は手続きが打ち切りになることについても説明しています。公害調停等の公害紛争処理制度については、公害審査会の事務局を担当している環境保全課環境審査グループにおいて、別途、市町村職員を対象とした公害紛争処理制度に関する研修を毎年実施し、詳しく説明しています。

(橋本) 公害紛争処理制度全体の解決力の総和を高めるためには、市町村の解決力を高めることも必要ですが、それ以上に市町村から都道府県にいつでも気軽に相談できるフェイス・トゥ・フェイスの関わりをつくることが重要ではないかと考えています。都道府県と市町村の関わりがあることで、市町村の現場の状況や課題も共有できますし、解決困難な事案の調停への申立ての誘導や、調停事件を進行する中で市町村による現地測定などが図られるものと思います。こうした関係をつくるための方策として、大阪府の騒音振動研修の取組はとても参考になると思いました。今後も研修講師の紹介依頼などございましたら、いつでも御相談ください。本日はお忙しい中、どうもありがとうございます。

した。

(加藤氏) 今回は貴重な機会をいただき、ありがとうございました。騒音公害は、長年の関係者の努力によって改善が進められてきましたが、問題となる音の種類や場面の多様化によって典型7公害の中で苦情相談が最も多い状況が続いているように思われます。今後も引き続き、市町村と積極的に連携し、様々な知識や経験を共有、継承しながら生活環境の保全に取り

組んでいきたいと思いを新たにいたしました。

最後になりますが、貴委員会には、大阪府の研修会に御協力いただきましたこと、また、この機関誌の「誌上セミナー」などを通じて技術的なサポートに日頃から御尽力いただいていますことに御礼を申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上

(参考) 関連記事のご紹介

➤ 「騒音に関わる苦情とその解決方法」(編集 公害等調整委員会事務局)

- ・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000352509.pdf
- ・ 機関誌「ちょうせい」の第65号(平成23年5月)から第72号(平成25年2月)までの間に掲載したシリーズ「騒音に関する苦情とその解決方法」全8回を1冊にまとめたもの。

➤ 「振動に関わる苦情への対応」(編集 公害等調整委員会事務局)

- ・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000352508.pdf
- ・ 機関誌「ちょうせい」の第73号(平成25年5月)から第80号(平成27年2月)までの間に掲載したシリーズ「振動に関する苦情への対応」全8回を1冊にまとめたもの。

➤ 「低周波音に関わる苦情への対応」(編集 公害等調整委員会事務局)

- ・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000520253.pdf
- ・ 機関誌「ちょうせい」の第87号(平成28年11月)から第91号(平成29年11月)までの間に掲載したシリーズ「低周波音に関わる苦情への対応」全5回を1冊にまとめたもの。

(誌上セミナー「騒音・低周波音について」)

- ・ 機関誌「ちょうせい」第101号(令和2年5月)から第104号(令和3年2月)までの間に掲載

➤ 第1回 音に関する基礎知識

- ・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000686964.pdf

➤ 第2回 騒音に係る環境基準

- ・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000702289.pdf

➤第3回 騒音規制法の規制基準

- ・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000716146.pdf

➤第4回 低周波音苦情の対応のための参照値等

- ・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000732755.pdf

(誌上セミナー「振動について」)

- ・ 機関誌「ちょうせい」第109号(令和4年5月)から第112号(令和5年2月)までの間に掲載

➤第1回 振動に係る苦情の状況および法令等

- ・ 神奈川県環境科学センター 横島 潤紀

- ・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000816264.pdf

➤第2回 振動の測定方法

- ・ 株式会社ベネック振動音響研究所 林 健太郎

- ・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000832392.pdf

➤第3回 振動に対する感覚について

- ・ 日本大学理工学部建築学科 富田 隆太

- ・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000847556.pdf

➤第4回 振動に関わる苦情の対策・対応・対処

- ・ 内田技術事務所(元飛鳥建設技術研究所) 内田 季延

- ・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000863176.pdf

(都道府県と市町村の連携に関する参考記事)

➤機関誌「ちょうせい」第90号(平成29年8月)に掲載

第47回公害紛争処理連絡協議会(平成29年6月1日開催)から
パネルディスカッション「公害紛争処理制度の活性化」

- ・ パネリスト

上智大学法学部教授 北村 喜宣

佐賀県公害審査会会長 古賀 憲一

元大分市環境部長(公害苦情相談アドバイザー) 利光 泰和

大阪府公害審査会会長 福原 哲晃

公害等調整委員会事務局長(座長) 飯島 信也

- ・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000505867.pdf

➤機関誌「ちょうせい」第93号(平成30年5月)に掲載

特集記事「国と地方の連携」－座談会 公害苦情相談の現場から－

- ・ 出席者 公害苦情相談アドバイザー(板橋区生活環境保全係長) 上野 邦夫

都道府県と市町村の連携事例

同	(元大分市環境部長)	利光 泰和
同	(元福岡市環境局環境監理部長)	藤本 正典
公害等調整委員会事務局長 (司会)		川淵 幹児

・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000550286.pdf